

## 仕様書

### 1 事業名

千葉市潜在保育士・看護師復職支援研修業務実施委託

### 2 事業目的

本事業は、保育人材の確保のため、保育士資格や看護師資格を有しているが、現に保育所等で勤務していない者（以下「潜在保育士・看護師」という。）が、保育所等に再就職又は新規就職（以下「再就職等」という。）する際の不安解消や専門職としての技術力の回復を目的として研修を実施するもの。

### 3 事業概要

- (1) 潜在保育士・看護師が、保育所等に再就職等をする際の不安解消や専門職としての技術力の回復に資する研修の企画・実施

（研修の内容は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（令和元年 6 月 24 日付 子保発 0624 第 3 号通知）別紙の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」中、「保育実践研修」に定められた内容に準じ、別紙を参考にカリキュラム設計を行うこと）

- (2) 研修受講者の募集及び申込の受付
- (3) 潜在保育士・看護師の研修受講者への再就職等の状況を確認するアンケートの作成及び実施を行い、集計のうえ委託者へ報告をすること。

### 4 研修実施期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで

### 5 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 6 委託範囲

- (1) カリキュラムの設計

潜在保育士・看護師を主な対象とし、これらの者が近年の保育現場の現状や課題を理解し、実務に繋げることができる効果的なカリキュラムを設計すること。

※カリキュラムには、再就職等に向けた意欲の醸成に資する工夫を講じることが望ましい

- 「保護者支援と子育て支援」の講座はカリキュラムに必須で組込むこと
- 別紙「その他、研修講座の一例」を参考にカリキュラムを設計すること

- 1 講座あたり 60～80 分程度の講義とすること
  - 計 6 つ以上の講座によりカリキュラム設計を行うこと
- (2) 研修動画の作成  
オンライン研修（eラーニング形式）とすること。
- (3) 研修スケジュールの調整
- 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までを研修期間とすること
  - 潜在保育士・看護師の研修受付期間は契約締結後から令和 7 年 2 月 28 日までとすること
  - 令和 6 年 12 月 1 日時点において潜在保育士・看護師だけでは募集人数に満たない場合、現に保育所等に勤務中の者も受講可能とすること
- (4) 受講者の区分  
上記(3)への対応として、潜在保育士・看護師の受講と、現に保育所等に勤務中の者による受講が区分できるよう、申込時に受講者区分の選択肢を設けること。
- (5) 講師等の選定・手配  
講師の選定・手配等にかかる一切の費用は委託料に含む。なお、講師については、事業目的を満たす者を選定すること。
- (6) 研修の実施及び運営
- 潜在保育士・看護師への研修の周知、受講者募集及び申込の受付、受講者への案内等は受託者が行うこと
  - 潜在保育士・看護師だけでは募集人数に満たない場合、現に保育所等に勤務中の者への受講者募集案内は、令和 6 年 12 月 1 日以降に委託者が行うが、申込の受付、受講者への案内等は受託者が行うこと
  - これらの事務に要する経費は委託料に含むこと
  - なお、千葉市潜在保育士・看護師復職支援研修の周知や受講者の募集開始案内については、委託者においてもホームページの掲載や、ちばし幼児教育・保育人材支援センターを通じた広報等の方法による協力を予定しているが、受託者においても潜在保育士・潜在看護師に研修情報が届くよう、ハローワークへの掲示依頼など広報活動に創意工夫を行うこと
- (7) 研修用テキスト作成  
研修で使用するテキスト等の資料については、委託者にも納品すること。
- (8) 研修用テキストの発送  
研修で使用するテキスト等の資料については、紙媒体の資料とし、受講者へ発送すること。
- (9) 受講者による評価  
受講者に対して研修内容等のアンケートを行い、内容を集計し委託者へ報告すること。

(10) 受講者数の集計

- 潜在保育士・看護師及び現に保育所等に勤務中の者それぞれにおいて、講座ごとの受講者数を集計し、委託者へ報告すること
- 修了者（全ての講座を受講した者）がいる場合には、潜在保育士・看護師及び現に保育所等に勤務中の者それぞれにおいて集計し、委託者へ報告すること

(11) 潜在保育士・看護師受講者への再就職等状況調査

潜在保育士・看護師の受講者に対しては、令和7年3月初旬頃に再就職状況の調査を行い、結果を令和7年3月31日までに委託者へ報告すること。

7 研修受講募集人数

200名

8 潜在保育士・看護師の受講者への再就職等状況調査

本研修の効果を測るため、次のとおり潜在保育士・看護師の受講者へ再就職等の状況調査を実施すること。

- (1) 潜在保育士・看護師の受講者には、受講申込時や受講後のアンケート時などに、適宜、受講後の再就職等の状況調査を実施することについて事前周知を行うこと。
- (2) 令和7年3月初旬頃に、受講申込時に取得したメールアドレス等を使用し、潜在保育士・看護師の受講者へ調査を行うこと。
- (3) 調査時点の再就職等の状況を以下の大分類に分け回答を得ること。
  - ① 就業者
  - ② 就業予定
  - ③ その他
  - ②「就業予定」の回答時には、就職内定、求職中、今後勤務予定など回答を更に小分類に分けて回答を得ること
  - ③「その他」の回答には、自由記載欄を設けること
- (4) 調査結果を令和7年3月31日までに委託者へ報告をすること。

9 オンライン研修（eラーニング形式）にかかる事務

- (1) eラーニングによる研修サービスの提供及びeラーニング教材（コンテンツ）の作成、管理、受講者の受講サポートを行うこと。
- (2) 受講者の受講環境に配慮し、受講者のパソコン又はスマートフォン等から視聴し易い研修内容とすること。
- (3) 各受講者へ受講決定通知を送付する際に個別のID・パスワードを割振り、受託者のウェブページ等にアクセスすることで、受講者のみが視聴できるシステムとすること。

- (4) 受講状況を把握するため、受講者のログイン状況把握や管理に努めること。
- (5) 受講者が受託者のウェブページ等にアクセスする際には、安全に受講できるよう、受託者は十分なセキュリティ体制を整えること。
- (6) 研修内容は、設計したカリキュラムに従い、適切に選任した講師が講義する内容及び資料を表示する動画とすること。
- (7) 講座の順序は設けず、受講者が自由に各講座を選択可能とすること。
- (8) 受講者の理解度の確認、集中力の維持や読み飛ばし防止のため、配信する動画の合間に試験（小テスト）の適度な実施や、一定の点数を超えないと研修を進行できない等の工夫を凝らすこと。また、内容を理解せずに形式上のみ視聴終了とならないよう、動画配信を早送りできない等の仕様とすること。
- (9) 受講者からの問い合わせには適切に対応すること。

## 10 完了報告書の提出

委託事業完了後、事業実績について実績報告書を作成し、指定する期日までに提出すること。

実績報告書には、実施内容、受講者数（潜在保育士・看護師、現に保育所等に勤務中の者を別に計数）等について記載すること。

## 11 個人情報の取扱い

- (1) 本事業によって知り得た個人情報については、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにすること。
- (2) 個人情報を含む電子媒体のデータをメールで委託者に送付する際には、パスワードの設定等取扱いには万全を期すこと。また、個人情報が記載されたものを郵送する際も、簡易書留郵便又は書留郵便等により、委託者に配達されたことが記録される方法によること。

## 12 再委託の禁止

受託者が本委託契約にかかる事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

## 13 著作権等の取扱い

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）は、オンライン研修における講師の研修内容を除き、全て委託者に帰属するものとする
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の仕様に関して費用の負担を含む一切の手続きを

受託者において行うものとする

- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰すべき場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする

#### 14 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。
- (2) 受託者は本事業の適切な実施のために、統括責任者を定めるとともに、委託者との連絡調整を行うことのできる体制を整え、あらかじめ委託者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 講師の選定・依頼及び講師謝金及び交通費の支払い、会場の契約及び会場費の支払い、その他研修の運営に関することは全て受託者が行うものとし、それらに要する一切の経費は委託料に含む。
- (4) 事業遂行にあたり、疑義等が生じた場合は委託者と十分協議を行うこと。

#### 15 その他

- (1) 企画・運営の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。
- (2) この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。

[別紙]

■研修のねらい

子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。

「キャリアアップ研修ガイドライン」、 「保育実践分野」における研修内容	カリキュラムへ組込必須の研修講座
	■保護者支援と子育て支援
	その他、研修講座の一例
【保育における環境構成】 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開	①0～5歳の発達過程の理解と特有の配慮事項
【子どもとの関わり方】 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法	②特別な配慮が必要な子どもへの対応 (ケーススタディ含む)
【身体を使った遊び】 身体を使った遊びに関する実践方法	③子どもの健康管理と感染症対策 (嘔吐処理・消毒方法など)
【言葉・音楽を使った遊び】 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法	④食物アレルギーと食育(エピペン演習など)
【物を使った遊び】 物を使った遊びに関する実践方法	⑤事故防止、安全対策、救命救急
	⑥保育所での応急処置と乳幼児心肺蘇生法
	⑦保護者対応とコミュニケーション方法
	⑧保育実践(保育の1日の流れ)
	⑨保育実践(保育計画(日案・週案・月案))
	⑩保育所保育指針の要点
	⑪保育計画と連絡帳の書き方
	⑫保育実技(手遊び、絵本、紙芝居 など)
	⑬乳児保育(実技)

※1つの講座あたり、60分～80分程度の研修とすること

※「保護者支援と子育て支援」講座はカリキュラムへ必須で組込むこと

※当研修に有効と考えられる講座又は①～⑬から5つ以上の講座を選定し、カリキュラムの設計を行うこと

※計6時間～8時間程度の研修カリキュラムとすること